

令和7年度
美咲町一般廃棄物処理実施計画

令和7年4月1日

美咲町

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定及び美咲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条の規定に基づき、必要な事項を定めたものである。

1. 一般廃棄物の発生量及び処理量

① 計画人口（令和7年1月1日現在）※外国人を含む。

計画処理区域	美咲町全域 12,536人
--------	---------------

② 総発生量（見込み）

ごみ	3,054t/年※1
し尿、浄化槽汚泥	7,605kl/年※2

※1 令和5年度実績に人口減少率を乗じて算出。公共施設解体工事増加に伴い、公共ごみが増加しているため、令和7年度は削減目標率を設定しない。

※2 令和5年度実績を見込みとする。公共工事により仮設トイレの利用が一時的増加しているため、人口減は考慮しない。

③ ごみ、し尿、浄化槽汚泥等発生量（見込み）

ごみ	家庭系ごみ※1	2,403t/年
	事業系ごみ※2	651t/年
	計	3,054t/年
し尿、浄化槽汚泥	許可業者	7,605kl/年
	直営収集	0kl/年
	計	7,605kl/年

※1…許可業者による個人宅の家庭ごみ収集を含む。

※2…公共ごみを含む

2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

項 目	内 容
①広報及び啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報みさき ・ ホームページ ・ 告知放送 ・ 出前講座 ・ デジタルサイネージ ・ みさきテレビ ・ 収集日程表（地区別） ・ ごみ分別アプリ（多言語対応） ・ 美咲町公式 LINE
②ごみ減量化の推進	<p>※令和4年1月28日のごみ減量宣言に基づく可燃ごみの減量化施策を継続して進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源ごみはきちんと分別する。 ・ 使えるものは必要な人へ譲る。 ・ 無駄をなくして使い切る。 ・ 事業ごみは適正に処理する。
③資源ごみの集団回収促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども会、PTA、自治会等による集団回収の奨励 ・ 新規取組団体の募集
④町内リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック容器包装の分別周知 ・ 官民連携による古紙回収箱の設置
⑤生ごみ処理機（容器）の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気式生ごみ処理機購入補助 8基 ・ コンポスト購入補助 12基
⑥家庭ごみ有料化によるごみ排出の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定ごみ袋導入による有料化の継続と適正価格の検討
⑦廃棄物処理施設へのごみの搬入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津山圏域資源循環施設組合と連携し、許可業者による不適正搬入抑止のための展開検査の実施及び指導
⑧家電リサイクル法による廃家電製品のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務品目（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機をいう。）の適正なりサイクルのため、指定引取場所等について、情報提供を行う。 ・ 義務外品の直営収集及び指定取引場所への搬送を行う。
⑨資源有効利用促進法によるパソコンリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業用、家庭用パソコンの適正なりサイクルのため、対象品目や回収場所等について、情報提供を行う。
⑩古紙リサイクル及び消火器リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古紙回収による、古紙リサイクルの推進 ・ 消火器リサイクル窓口の情報提供
⑪小型家電リサイクル法による家庭用小型家電のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町施設に回収ボックスを設置し、小型家電リサイクルを推進
⑫法令、例規等に規定される清潔の保持と不法投棄監視活動による犯罪行為の抑止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美咲町環境衛生協議会と協力し、毎年11月第1日曜日に町内一斉清掃を実施する。 ・ 環境保全監視員（12名）を委嘱し、町内循環による不法投棄監視パトロールを行い、不法投棄発見の際は速やかに対応を行う。
⑬海洋プラスチックごみ（海ごみ）の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海ごみの7割が陸地等から河川を通じて海に流れ込む性質であることから、岡山県内陸部にあたる本町でも、海ごみ発生抑制のための啓発活動に取り組む。

3 分別収集する一般廃棄物の種類及び分別の区分

① 一般廃棄物

収集方法については、別途定める美咲町一般廃棄物処理基本計画による。

種 類		計画処理量 (t/年)	収集方法	収集運搬主体	搬入先
家庭 ごみ	可燃ごみ	1,768	地点収集 自己持込 収集委託	町(委託) 排出者(個人) 許可業者	津山圏域資源循環施設組合(津山圏域クリーンセンター)
	不燃ごみ	85			
	プラ容器包装	43			
	資源化物	274			
	粗大ごみ	233			
	合計	2,403			
事業 ごみ ※	可燃ごみ	637	自己持込 収集委託	排出事業者 許可業者	
	不燃ごみ	—			
	粗大ごみ	14			
	プラ容器包装	—			
	資源化物	—			
	合計	651			

※津山圏域クリーンセンターで処理できる事業ごみは可燃ごみ及び可燃性粗大ごみ等の事業系一般廃棄物で、それ以外は、産業廃棄物となるため搬入できない。

○許可業者一覧(15者)

業者名	所在地
有限会社中央廃棄物処理センター	津山市八出 602 番地 3
株式会社廃棄物センター	津山市二宮 870 番地
奥出屋運送株式会社	美咲町打穴中 1030 番地 1
株式会社シソーラス美咲	美咲町錦織 900 番地 1
株式会社 MISAKI HOLDINGS	美咲町打穴中 681 番地 2
杉山砕石工業株式会社	久米南町上神目 929 番地
久米郡森林組合	美咲町原田 3111 番地 3
株式会社ウィルエコ	美作市巨勢 369 番地 1
有限会社久米産業	美咲町藤原 468 番地 7
株式会社藤木商事	津山市宮部下 1526 番地
有限会社鶴山衛生センター	津山市小原 52 番地 1
株式会社北部環境	美作市入田 430 番地 1
企業組合柵原中高年雇用福祉事業団	美咲町連石 844 番地
株式会社下山組	美咲町塚角 819 番地 2
松尾設備工業株式会社	美咲町久木 236 番地 1

② し尿、浄化槽汚泥等

種 類	計画処理量 (kl/年)	収集方法	収集運搬主体	搬 入 先
し尿	2, 3 5 8	戸別収集	許可業者	中央地域：津山圏域衛生 処理組合（汚泥再生処理 センター）
浄化槽汚泥	5, 2 4 7			旭地域：真庭市くらしの 循環センター 柵原地域：勝英衛生施設 組合（滝川苑）

○許可業者（4者）

業者名	所在地	対象地域
有限会社県北衛生センター	津山市横山 1247 番地 5	中央地域
株式会社十字屋	真庭市下河内 314 番地 1	旭地域
真庭環境衛生管理株式会社	真庭市下河内 328 番地 1	旭地域
有限会社アイビー産業	美作市三倉田 575 番地	柵原地域

③美咲町一般廃棄物処理（収集運搬）業許可業者の許可方針

既存の許可業者の能力や実績、本町における今後の一般廃棄物発生量を考慮すると、既存の許可業者によって適正かつ安定的な収集運搬が行われると考えられるため、原則として新規の許可は行わないものとする。なお、リサイクルを推進する観点から必要と認めた場合はこの限りではない。

4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、美咲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年美咲町条例第172号）に基づき、一般廃棄物を適正に収集、運搬、処理する。町民は、可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラごみについては、美咲町指定ごみ袋を使用し、決められた収集日にごみ収集場所へ分別して搬出する。容器包装プラごみ以外の資源ごみについては、決められた収集日にごみ収集場所の資源回収コンテナへ分別して搬出する。粗大ごみについては、美咲町指定シールを使用し、決められた収集日にごみ収集場所へ分別して排出者の名前を記入して搬出する。

② 本町の資源循環型のまちづくりを進めるため、町民、事業者、行政が一体となり、徹底したごみの分別とリサイクルの推進に努め、ごみの減量化を図る。特に、令和3年度に発生した津山圏域クリーンセンターのごみ容量超過に伴う様々なトラブルに対処すべく、可燃ごみの減量化に継続して取り組む。

5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

- ① 柵原クリーンセンター焼却処理施設及び不燃ごみ処理施設を令和7年度で解体する。
- ② 休止中の最終処分場（柵原クリーンセンター・藤原）の令和7年度中の廃止に向けて、美作県民局環境課との調整を行う。（廃止届 令和7年5月13日提出済み）
- ③ 最終処分場（排水処理）の適正な管理を行う。

6 その他町長が必要と認める事項

- ① 在宅医療に伴い家庭から排出される医療系一般廃棄物については、以下のとおり収集又は処理する。
 - ア 注射針等の鋭利な物は、医療機関などで回収し、感染性廃棄物として処理。
 - イ ビニールパック類等の非鋭利な物は、可燃ごみとして収集し、処理。
- ② 建設廃材、タイヤ、農薬、毒物、廃油、ガスボンベ、廃消火器、農機具、便器、大型金庫（耐火）、バイク（50cc以上）、ホイールなどの車の部品、ピアノ、シャッター、フロンガス含有製品（アイスクリームストッカー、加湿器、ウォーターサーバなど）、などの津山圏域クリーンセンターで処理できない又は処理が困難な一般廃棄物は、取扱い業者や産業廃棄物処理業者で処理する。
- ③ 家電リサイクル法による廃家電製品については、法令に基づく方法により、排出者が適正に分別搬出を行う。なお、義務外品については、町による直営収集及び指定引き取り場所への持ち込みによる処理を行うことができる。
- ④ 災害廃棄物発生時には、災害廃棄物処理基本計画に基づき、仮置場を速やかに設置し、災害廃棄物と家庭から出る通常の一般廃棄物を区別して、適正な収集運搬方法で処理する。なお、災害廃棄物の中間処理については、津山圏域クリーンセンターに加え、民間事業者のエコシステム山陽株式会社と【災害廃棄物処理に関する基本協定】を締結しており、当該協定に基づき、災害廃棄物の中間処理等を依頼するものとする。
- ⑤ プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律（プラスチック資源循環法）が令和4年4月1日に施行されたことに伴い、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集を推進するため、分別基準の策定及び当該基準に従った適正な分別排出を促進するために必要な措置を講ずるよう努めることとなるため、津山圏域資源循環施設組合及びその構成市町（津山市、鏡野町、奈義町及び勝央町）と協力して、令和9年度の一括収集実現に向けた分別方針の策定に努める。
- ⑥ 空家の片づけ、引っ越しなどによる、一時的に多量に排出されるごみは、ステーション収集できないため、処理施設に直接搬入するか、排出者が許可業者と契約し処理するものとする。